



川越

同和問題特集号

号外

■発行所 川越市役所

■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤龍二

■編集 企画財政部企画課



ふるさと

“ふるさとをかくす”ことを
父は

けもののような鋭さで覚えた

ふるさとをあばかり

ふたたびかえらぬ友がいた

ふるさとを告白し

許婚者に去られた友がいた

わが子よ

おまえには

胸張つてふるさとを名のらせたい

瞳をあげ 何のためらいもなく

これが私のふるさとです”

と名のらせたい

※ 「にんげん」より転載

丸岡忠雄

名目上の身分解放令

封建時代の身分制度によってつられた部落差別は、明治四年、いわゆる「身分解放令」が発布されしたことにより、制度的には解消しましたが、実質的な対策が講じられなかつたため、部落差別は厳然として残りました。しかも、なお助長再生產されて、約百年が過ぎた現在においても、基本的人権が著しく侵害され、自由が保障されない現実があることは、日本国民にとってまことに不幸なことがあります。

日本国憲法においては、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない」、「すべての国民は、経済的、社会的関係において差別されない」として、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として保障されており、差別を強く否定しております。

この憲法を遵守し、眞の民主主義を築きあげることは、行政の責任であり、国民の課題であります。

同和問題とは、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和対策審議会の答申の中でも明確に記載されています。

同和問題は、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和対策審議会の答申の中でも明確に記載されています。

この問題は、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和対策審議会の答申の中でも明確に記載されています。

この問題は、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和対策審議会の答申の中でも明確に記載されています。

この問題は、昭和四十年八月に出された政府の諮問機関である同和対策審議会の答申の中でも明確に記載されています。

被差別部落の犠牲――

昭和50年3月発行

川越広報

(3)

人間が人間を支配し、差別するようになつたのは、いつごろからのことでしょうか。それは、人類の歴史からみれば、決して古いくではありません。

日本の国で差別が始まつたのは今から二千年ぐらい前のことですが、現在の被差別部落の起源は、戦国時代の末期から江戸時代の初期にかけてのころに始まります。

人々の職業と住所と身分とを固くしばりつけて從えるという差別

支配者への抵抗を恐れ

起

民衆を階級別に区分

り

徳川幕藩体制の成立

き

被差別部落の犠牲――

一

特別措置法の制定

二

事業の円滑な推進に

三

同和問題の解決に理と協力を

四

同和問題の解決に理と協力を

五

同和問題の解決に理と協力を

六

同和問題の解決に理と協力を

七

同和問題の解決に理と協力を

八

同和問題の解決に理と協力を

九

同和問題の解決に理と協力を

十

同和問題の解決に理と協力を

十一

同和問題の解決に理と協力を

十二

同和問題の解決に理と協力を

十三

同和問題の解決に理と協力を

十四

同和問題の解決に理と協力を

十五

同和問題の解決に理と協力を

十六

同和問題の解決に理と協力を

十七

同和問題の解決に理と協力を

十八

同和問題の解決に理と協力を

十九

同和問題の解決に理と協力を

二十

同和問題の解決に理と協力を

二十一

同和問題の解決に理と協力を

二十二

同和問題の解決に理と協力を

二十三

同和問題の解決に理と協力を

二十四

同和問題の解決に理と協力を

二十五

同和問題の解決に理と協力を

二十六

同和問題の解決に理と協力を

二十七

同和問題の解決に理と協力を

二十八

同和問題の解決に理と協力を

二十九

同和問題の解決に理と協力を

三十

同和問題の解決に理と協力を

三十一

同和問題の解決に理と協力を

三十二

同和問題の解決に理と協力を

三十三

同和問題の解決に理と協力を

三十四

同和問題の解決に理と協力を

三十五

同和問題の解決に理と協力を

三十六

同和問題の解決に理と協力を

三十七

同和問題の解決に理と協力を

三十八

同和問題の解決に理と協力を

三十九

同和問題の解決に理と協力を

四十

同和問題の解決に理と協力を

四十一

同和問題の解決に理と協力を

四十二

同和問題の解決に理と協力を

四十三

同和問題の解決に理と協力を

四十四

同和問題の解決に理と協力を

四十五

同和問題の解決に理と協力を

四十六

同和問題の解決に理と協力を

四十七

同和問題の解決に理と協力を

四十八

同和問題の解決に理と協力を

四十九

同和問題の解決に理と協力を

五十

同和問題の解決に理と協力を

五十一

同和問題の解決に理と協力を

五十二

同和問題の解決に理と協力を

五十三

同和問題の解決に理と協力を

五十四

同和問題の解決に理と協力を

五十五

同和問題の解決に理と協力を

五十六

同和問題の解決に理と協力を

五十七

同和問題の解決に理と協力を

五十八

同和問題の解決に理と協力を

五十九

同和問題の解決に理と協力を

六十

同和問題の解決に理と協力を

六十一

同和問題の解決に理と協力を

六十二

同和問題の解決に理と協力を

六十三

同和問題の解決に理と協力を

六十四

同和問題の解決に理と協力を

六十五

同和問題の解決に理と協力を

六十六

同和問題の解決に理と協力を

六十七

同和問題の解決に理と協力を

六十八

同和問題の解決に理と協力を

六十九

同和問題の解決に理と協力を

七十

同和問題の解決に理と協力を

七十一

同和問題の解決に理と協力を

七十二

同和問題の解決に理と協力を

七十三

同和問題の解決に理と協力を

七十四

同和問題の解決に理と協力を

七十五

同和問題の解決に理と協力を

七十六

同和問題の解決に理と協力を

七十七

同和問題の解決に理と協力を

七十八

同和問題の解決に理と協力を

七十九

同和問題の解決に理と協力を

八十

同和問題の解決に理と協力を

八十一

同和問題の解決に理と協力を

八十二

同和問題の解決に理と協力を

八十三

同和問題の解決に理と協力を

八十四

同和問題の解決に理と協力を

八十五

同和問題の解決に理と協力を

八十六

同和問題の解決に理と協力を

差別化も残る部落の現状と実態

いま、近い過去において被差別部落と血縁的なつながりをもつた人々は、被差別部落出身者として差別されているのが現状です。長年の差別と貧困で、それが現在において、社会からどのような差別を受けているのでしょうか。

まず、第一に、被差別部落は、封建時代においては賤民身分とされ、近代社会にならぬ行政的に放置されてきたため、非人間的差別を受けてきたということがあります。私たちのまわりには、あつてはならない男女の差別、職業や学歴あるいは貧富による差別など、さまざまな差別があります。また、身体障害者や外国人などの差別もあります。しかし、日本国民でありながら、歴史的集落ゆえに、それらの差別を集中的に、しかも長年にわたって受けたのが部落などです。

埼玉県下でも、昭和四十六年の全国調査によると、そこの数は、二百六十四地区、七千三百七十九世帯、三万六千七百八十八人におよんでいます。

もちろん、法律上、制度上、被差別部落などというものは存在しません。明治の初め、日本が近代国家になつたときから、法律や制度の上では、被差別部落といふ言葉上の差別扱いを受けることはなくなりました。

しかし実際には、社会通念（非常に誤った社会通念、それは偏見といったものですが）によつて、長い間、被差別部落とみなされ、そこに生まれ育ち、いま住んでいます。

基本は同対審答申・同対法

行政の取り組み

部落問題解決のために、昭和十五年の国会で、総理府に同和対策審議会が設けられ、昭和四十年八月には、この問題解決のための基本的な方策が内閣に答申（いわゆる同和対策審議会答申）されました。

これに基づいて、昭和四四年七月、「同和対策事業特別措置法」という部落問題解決のための基本法が制定公布されました。これは、同和対策事業は、現実に存在する部落差別の解消をはかり、基本的人権を完全に保障することを目標にしたものであり、実施する事業の内容は、実施することを目標にしたものであります。

①同和地区的社会福祉おより公衆衛生の向上増進をはかること
②同和地区的農林漁業の振興をはかること
③同和地区的中小企業の振興をはかること
④同和地区的雇用の促進および職業の安定をはかること
⑤同和地区住民に対する学校教育および社会教育の充実をはかること
⑥同和地区住民に対する人権擁護活動の強化をはかること
⑦同和地区住民に対する人権擁護活動を達成するための

⑧その他、目標を達成するための

りと説明しています。

命を絶つ悲惨な事例も

特に問題となるのは、結婚をめぐる差別です。被差別部落出身との理由だけで、愛しあう仲をひきかれ、縁談がこわされ、結婚しても離婚されるという例が少なくありません。恋愛に傷つき、結婚に破れて、自ら命を絶ついくケースが、被差別部落において毎年あとをたたないので、私たちのまわりにも色々な形の差別がありますが、それに対し死をもつて抗議する例はますますあります。

しかし、被差別部落と差別する場合は、それとちがいます。

それは、被差別部落の人々を死に追いやることさえあるのです。

都市では安定した職業に恵まれていません。近代産業への就職がばはれ、中小企業や家庭内工業に勤めるものが圧倒的に多い状況です。

また、農村では耕地が少なく、

いわゆる面で劣っていることが多い現状です。

対する差別的な意識や偏見のことです。

差別とは、そもそも人間が他の

大にく分けると、心理的差別と実

感的差別の二つがあります。

心理的差別

心理的差別とは、被差別部落に

対する差別的な意識や偏見のこと

です。

差別とは、そもそも人間が他の

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

別部落の人に対する差別行為とな

つて現れてきます。

だんは人の頭のなかや胸のなかの

人間に對して行つものであり、人

の觀念や意識、あるいは心情から

發するものです。しかもそれはふ

けられません。そのためには

考えとどまつていても、直接自

分に關係する場合になると、被差

同和教育の現状と課題

真の同和教育をすすめるために

「どんなにりっぱな行政ができない、人間の変革ができないから、部族問題は解決しない。そのため、教育のもつ分野の重要性をよく考えてもらいたい。」

これは、昭和四十四年、同和対策事業特別措置法が国会を通過した際、時の総理大臣が、関係者に訴えたことです。たゞ、経済・環境等の面で部族差別の問題が解決したとしても人々が心の底から差別を憎み、差別を許さない人間とならないかぎり、部族の問題の基本的解決にはなりません。部族差別の解消をめざす同和教育の実践にあたって、このことは深く留意すべきことです。

同和教育推進協議会が発足

市教育委員会では、同和教育の重要性を考え、この三者の総合的な同和教育の推進機関として、昭和四十九年四月一日に、同和教育推進協議会を発足させました。

この推進協議会では、次のような仕事をしています。

同和教育の体制

名細中学校(会員)の研修会に於ける同和教育の研修会

各学校では、この教科書の改訂を機に、同和教育の推進体制を整え、各教師が、今までよりもいつくりと考へたうえで、自信をもって子どもたちの教育に当らなければなりません。しかも、十分な自覚と責任感をもつてこの問題を取り組んでいくことが必要とされるわけですが、このため、次のような体制のもとに研修を進めています。

各学校では、この集会所の事業は、毎年継続されています。この集会所の事業は、昭和四十六年度から、国、県の委託を受け、毎年継続されています。このほか、集会所は、小堤地区の教室、成人講座、生花教室、料理教室、習字教室、珠算教室等を中心、熱心な学習活動が展開されています。

各学校では、同和教育を学校教育目標並びに学校教育の全体計画の中にはつきりと位置づけ、年間指導計画をたてて実施しています。

もちろん、同和教育は、全教科・全領域の中で展開することが根本ですが、特に関連の深い二教科(社会・国語)二領域(道徳・特

別活動)については、さらに綿密な指導計画をたて、授業を通して

開、報告しました。

して、昨年十二月十日に、研究協議会を開いてその研究の経過を公

開、報告しました。

「しつけは親のうしろ姿でなされ

る」と言われています。

たしかに、子どもは良いにつけ

悪いつけ、親のまねをして育ち

ます。したがって、家庭でのしつけ

がもつ子どもへの影響力はきわめ

て大きく、学校と家庭との協力は

子どもの教育に不可欠の要件です。

同和教育を効果的に進めていく

ためにも、学校教育とならんで、

ためにも、学校教育

